

奈良・唐招提寺講堂地下遺構

- | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-----------|----------|----------------------|--------|
| 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 遺跡の年代 | 遺跡の種類 | 調査担当者 | 発掘機関 | 調査期間 | 所在地 |
| 奈良時代前期 | 奈良時代 | 建物跡 | 吉井 博・菅谷文則 | 奈良県教育委員会 | 一九六九年（昭44）五月～一九七〇年一月 | 奈良市五条町 |

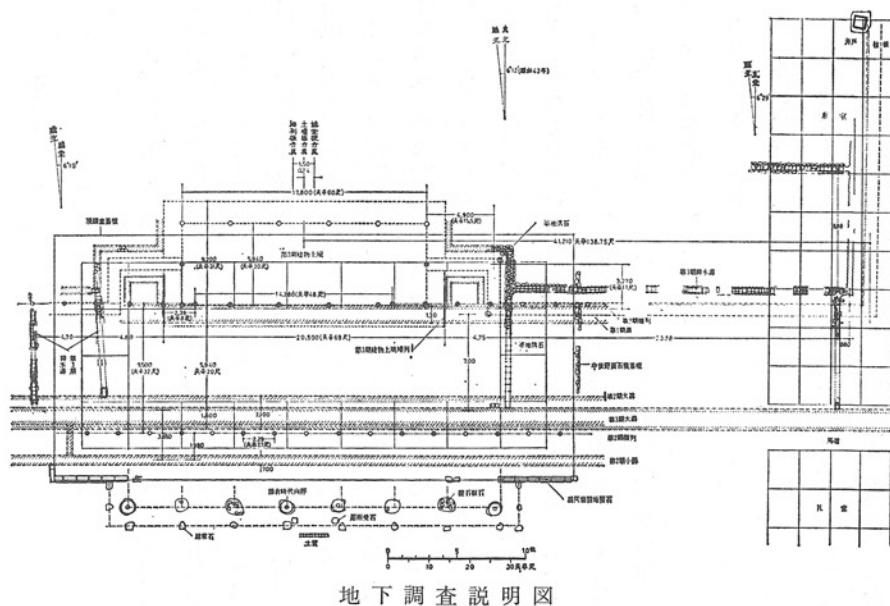
唐招提寺講堂創立以前の遺構は、三期に分けることができ、それぞれ次のような遺構が検出されている。第三期が最も新しい。

第一期 北入側通り下の東西溝

第二期 南北二列の東西に通る柵列、正面側通り下東西大溝
第三期 中央後部の建物跡、石・埴・瓦・木桶の各排水溝、東西
大溝、ただし第二期より溝巾を縮めている。

なお、第一期の溝、第二期の柵列、第三期建物の通りは何れも真北に對してほとんど直角であり、また講堂の柱通りも殆んど真北である。

唐招提寺の寺地は新田部親王の旧宅地と伝えられているから、講堂地下遺構の調査は注目されるべきものであり、出土した一二点の



木簡も、唐招提寺の歴史を考える上で看過しがたい。しかし奈良県教育委員会から刊行された本報告書『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』が限られた範囲にしか配布されなかつたためか、これらの木簡は余り注目されていない。天平十五年九月の年紀を記す(12)の木簡などは、きわめて重要なものと考えられる。本稿執筆に際し、諸般の事情により、木簡の再調査を果せなかつたので、本報告に付録一として収められた木簡の項を以下再録する。再録に当つては、木簡の法量・积文の記載形式を改め、型式番号を追加したのみで、他は変更を加えていない。

9 関係文献

奈良県教育委員会『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』(一九七二年)

(和田 萍)

木 簡

岸 俊 男

和 田 萍

木 簧

第三期建物土壇の東側築地やや南の地山上から、つぎの二点の木簡が検出された。

(1) • 「□ 繩真呂

• 「□ □ □ [麻カ] 呂

111×(17)×6 065

表裏に人名を記したもので、一面の人名らしき二字はやや小さく書かれている。上端は完全らしいが、下端は斜めに切られており、側面には刀痕があつて、もともう少し幅広い木簡であつたのを、二次のに抉つたらしい。檜の板目材の木心部を利用しているのが珍しい。

あるが、講堂創建以前の遺構の性格や、異説の存する唐招提寺創立の年代を考える上で、看過できない内容をもつ木簡も存在する。

以下は、奈良県教育委員会文化財保存事務所の委嘱により、昭和四十五年九月に一回、昭和四十七年二月に三回、出土木簡の調査を行なつた報告で、木簡のうち、文字の読みとれるものについては、积文と計測値(長さ×幅×厚さ、単位ミリメートル)、および出土地点や層位など調査に際して気付いた点を、簡略に記した。ただ出土状況は実見の機に恵まれなかつたので、遺構との関係については、なお検討を要する点が多い。

(2) 「見見人人人人人カ」
□□□□□□人×

(109)×(17)×5 081

習書の木簡である。半截されているので(右半分が残る)、文字の判読はやや困難であるが、「人」七字、および「見」二字の習書かとみられる。ともに破疋、すなわち右下の筆のはね口が目立っている。

第一期の柵列の北に、第一～二期にわたる東流する東西大溝がある。この大溝に注ぎ込む第三期建物に付属する暗渠となっている南北排水溝三本が検出されたが、その西から一本目の暗渠が大溝に注ぎ込んだ東方、LP48地区の大溝砂層中から、次の木簡が出土している。

(3) 「四月廿八日上〔近カ〕江□田□×
(102)×(12)×4 081

半截されており、左半分が残っている。上端は完全だが、下端は折損。上部右端に薄く墨付きがみえ、もとは割り書きであつたらしい。裏面にも薄く墨付きかとみえるものがある。檜の板目を利用。なおほぼ同一地点から墨付きのある断簡(4) ((45)×(12)×5)が出土しているが、文字は判読できない。

東西大溝のほぼ中央部、LP44地区から出土した木簡に、次のも

のがある。

(5) 「〔雀カ〕マ□マ□〔鳥カ〕 黒□□□歲□
〔馬カ〕〔若一カ〕」
□□□□□□□□

(401)×(8)×4 081

左右側面が割られており、下部は折損。もとはかなり長い木簡であつたらしい。上端に墨を塗る。文字の判読は困難であるが、過所に関するものかもしれない。養老公式令過所式条に「其毛牡牝馬牛若干頭」、延喜雑式に「凡京職諸国造過所者、具錄馬毛尺寸歲齒、依実勘過、以糺奸欺」とみえるのが参考になる。

(3)～(6)の木簡はいずれも東西大溝から出土したが、その層位から第一期のものか第三期のものかを決定するのは困難である。なお木簡は、東流する水の流れに沿つて流下・堆積した状態で検出されたと聞く。

現講堂基壇の西南隅で、第一期小溝とその北の東西大溝をつなぐ南北の小溝が検出された。この小溝で西から流れてきた第一期小溝の水は分流する。この分流地点付近から、木簡や木簡状の加工木が比較的多く出土した。今回の木簡発見の端緒となつた(6) ((180)×(7)×2)も、この分流地点のやや西から出土した。やや長く、下端は完全であるが、上部は折れ、かつ細く割られているので、表裏に十数字みえる文字は、いずれも判読困難であった。ほぼ同一地点から、

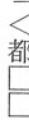
(7) ((27)・(24)・(15)×(21)×6) が出土している。三断片にわかれ、形状から同一木簡と判断できる。表裏に二、三字分の墨付があり、「二」と読みとれるものがあるが、他は墨色薄く、判読困難である。材質はやや特殊なものか。

同じく分流地点のやや東、LO49地区の堆積土中から、次の二点が検出された。

(8) 「 西  止」

(103)×(14)×2 039

上端に切り欠きがあって、付札であることが知られるが、下端は折損し、半截されている。檜の板目を利用。

(9) 「 都  」

(158)×26×4 039

上部左右に切り欠きのある付札。上端はやや主頭をなす。三字目はあるいは二字で、「一止」かもしない。檜の板目を利用。

(10) 「 白         」

271×(8)×4 081

いわゆる文書風木簡であるが、半截されているため、判読困難。裏面にも半ばまで文字が記されているが、同じように判読できない。檜の柾目部分を利用。

(11) 「 諸僧」

(189)×(35)×7 081

長善・長宜は僧の人名か。別に、表面には薄く「僧」の字、裏面にも「為得」「為」、また逆字で「長」などとみえる。習書であろうか。上部左寄りに小穴があり、数度にわたって利用された可能性が大である。檜の板目を利用。

(12) 「 瓜  三百丸                                 <img alt="square box" data-bbox="7551 6

とりわけこの木簡で注目されるのは、天平十五年（七四三）九月七日という日付である。唐招提寺は、『唐大和上東征伝』によると、

「園地一区、是故一品新田部親王之旧宅」を寺地とし、天平宝字三年（七五九）八月に創建されたとみえ、また、延暦二十三年（八〇四）正月二十二日の太政官符（『類聚三代格』卷二）に引く律師伝灯大法師位如宝の牒に、「去天平宝字三年、勅以「没官地賜之」とみえてい。」る。「没官地」の解釈の仕方によつて、唐招提寺の創建を天平宝字三年よりもかなり後に考える説もあるが、少なくとも講堂に関しては、（一）『建立縁起』や『延暦僧録』の「沙門釈淨三菩薩伝」に、平城宮の朝集殿が施入されたとみえること、（二）天平宝字四年正月～六年六月のころに、平城宮が改作されていること、（三）『唐大和上東征伝』に、天平宝字七年春、弟子僧忍基が講堂の棟梁が摧折する夢をみ、大和上遷化の相を知つたことがみえ、宝字七年以前に講堂の存在したことが確認できること、などの史料から、宝字三年に寺地が定められ、以後、数年のうちに講堂が創建されたと考えられる。（一）（二）の木簡は、講堂の創建以前の状況を知る上で、まことに貴重な史料といわねばならない。

しかしながら、先にも少し触れたように、（一）（二）の木簡は第三期の早いころのもので、出土地点が第二期の南柵列の南側であるところから、今回検出された第三期の建物と直接に関係を有するものとするよりは、むしろ未確認ではあるが、第二期小溝のさらに南側に存

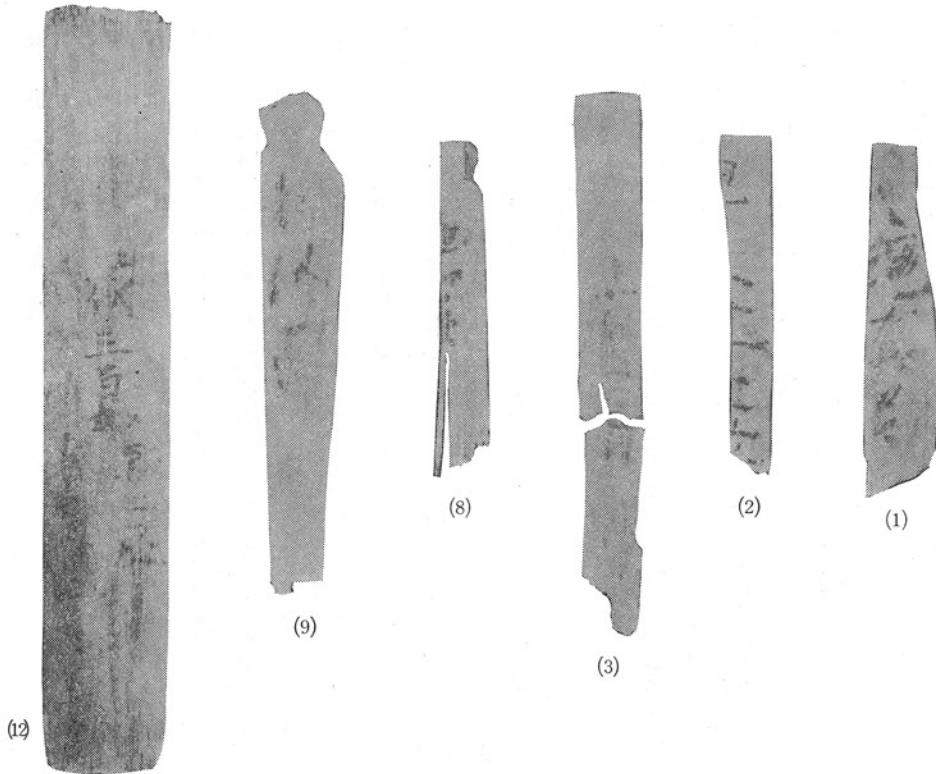
在したと推測される遺構と関連をもつとすべきかも知れない。その遺構は（一）によつて、寺院である可能性もある。

新田部親王は天平七年九月に薨じたが、もしその旧宅地がその子、塩焼王や道祖王にそのまま伝領されたとすれば、天平十五年九月のころ、二人はどういう境遇にいただろうかということが問題となるが、塩焼王は、天平十四年十月に女孺四人らとともに平城獄に下され、同月に伊豆三島に流された。そして許されて京に召し還されたのは天平十七年四月のことである。また道祖王は、天平十三年閏三月十五日の詔により、恭仁京にいた可能性が大きい。従つて木簡にみえる天平十五年九月七日当時、新田部親王没後の旧宅地の状況はなお明らかでなく、（一）（二）の内容の的確な解釈は、講堂基壇南側の地の発掘調査をまつて、始めて明らかになるだろう。



(1)

1977年以前出土の木簡



『払田柵跡I—政庁跡—』刊行される

秋田県仙北郡仙北町にある、古代城柵跡として知られる払田柵跡の政庁地区部分の正式報告書が刊行された。扱っているのは一九七七年から八三年までに実施した第一二・一三・二八・三五・四七・五三次および補足調査である。これらの調査の結果、払田柵跡は外郭、内郭と政庁跡の複郭構造をなしていることや、政庁の構造・変遷などが明らかとなつた。

内容は、第Ⅰ章 遺跡の概要、第Ⅱ章 扟田柵跡をめぐる研究史、第Ⅲ章 調査の経過と記録の方法、第Ⅳ章 遺構、第Ⅴ章 遺物、第Ⅵ章 考察、第Ⅶ章 結語、別編、付図、からなる。「別編」には、木簡二三點をはじめ、多数の墨書・刻書土器などを収録した「出土文字集成」と「払田柵跡関係文献目録」がおさめられている。

秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所編集、秋田県埋蔵文化財振興会発行、三〇五頁、価格五、五〇〇円、**一五〇〇円**